

## 2 諸外国における規制に関する政策評価制度の概要

この節では、米国、英国、カナダ、豪州及びニュージーランドの調査対象国（以下「諸外国」という。）における規制に関する政策評価制度の概要を整理する。

### （1）規制に関する政策評価制度

**2-2-1 「規制制定過程内」の評価と「規制制定後」の評価：** 諸外国における規制に関する政策評価制度は、「規制制定過程内に行われる評価」と「規制制定後に行われる評価」とに大別することができる。

前者については、規制制定過程内において、当該規制案に係る政府としての説明責任を果たしながら、当該規制案の内容の充実化に役立てることを目的としており、諸外国における規制に関する政策評価制度においても共通して重点が置かれている。特に、その中心となるのが『RIA』である。また、当該規制を所管する府省（以下「規制所管府省」という。）によってRIAが作成される途上で、個々の評価（RIA）の内容と質を検証し、その適正化・充実化を図るため『レビュー』が実施される等、第三者的機関が評価の適正化・充実化に貢献している点も諸外国に共通している。この場合の「第三者的機関」とは、政府部内において規制制定時の手続及び規制の評価制度を所管する府省横断的な役割を持つ中核的な機関（以下「評価制度所管府省」という。）である。

一方、後者については、規制所管府省によって実施された複数の評価（RIA）の結果から得られた教訓を統合したり、個々の評価の評価を通じて質の改善を行うために、会計検査院等の第三者的機関が実施する『メタ評価』、規制が導入されてから一定期間経過後に当該規制の遵守状況や有効性等について評価する『プログラム評価』（第三者的機関により実施されるもの、当該規制所管府省により実施されるものの双方が存在する）がある。こうした規制制定後の評価に関する制度化の状況は、国によって区々となっている。

図表 2-2-1 では、諸外国で実施されている規制に関する政策評価制度を整理しているが、上記で整理したすべての類型の評価について制度化しているのは、米国と英国であることが分かる。以下では、これらの制度の概要を、国別比較をしながら、整理する。

#### 規制に関する政策評価の制度と方式

##### 規制制定過程内に行われる評価制度

- ・規制影響分析
- ・規制影響分析の「レビュー」

##### 規制制定後に行われる評価制度

- ・規制影響分析の「メタ評価」
- ・プログラム評価

図表 2-2- 1 諸外国における規制に関する政策評価制度

| 規制に関する政策評価制度 |                  | 米国   | 英国  | カナダ  | 豪州                                     | ニュージーランド*                                       |
|--------------|------------------|--|---|--|--|---|
| 規制制定過程内      | 規制所管府省による RIA    | Economic Analysis                                | Regulatory Impact Assessment                                      | Regulatory Impact Analysis Statement           | Regulatory Impact Statement            | Regulatory Impact Statements                    |
|              | RIA のレビュー        | 行政管理予算庁 (OMB)<br>Office of Management and Budget | 内閣府 (CAO)<br>Cabinet Office                                       | 枢密院事務局 (PCO)<br>Privy Council Office           | 生産性委員会 (PC)<br>Productivity Commission | 経済開発省 (MED)<br>Ministry of Economic Development |
| 規制制定後        | RIA のメタ評価        | 会計検査院 (GAO)<br>General Accounting Office         | 会計検査院 (NAO)<br>National Audit Office                              | 内閣財務委員会事務局 (TBS)<br>Treasury Board Secretariat | 生産性委員会 (PC)                            |   |
|              | 第三者的機関によるプログラム評価 | 会計検査院 (GAO)                                      | より良い規制タスクフォース (BRTF)<br>Better Regulation Task Force <sup>1</sup> |  |  |   |
|              | 規制所管府省によるプログラム評価 |  |   |  |  |   |

資料) 各国政府公表資料を基に作成

- 注) : 制度的に実施されている (制度的に実施されることが予定されている)  
: 制度的には実施されていない  
: 過去に単発的に実施された事例あり

<sup>1</sup> 1997 年に設置された独立の検討枠組み。政府から独立した立場に立ち、政府機関に対して、「より良い規制 (better regulation)」原則に沿った規制制定と実施を確保するための方策をアドバイスしている。毎年、年次報告を公表している。

(2) 「規制制定過程内」に行われる評価制度

制度導入経緯、実施根拠等

2-2-2 「規制の質の向上」に向けた手段として実施： 図表 2-2-2 では、諸外国における規制制定過程内に行われる評価の制度（RIA と、RIA の「レビュー」の制度）の導入経緯の概要について整理している。

各国とも概ね共通して、1980年代から既に規制改革の取組が行われ、その一環として RIA（あるいはそれに類似した分析）が制度化されてきた。ただし、当初は、従来の規制が経済社会に不必要な負荷をかけているのではないかとの反省の下で、規制緩和（あるいは削減）を強く意識した取組がなされていた。1990年代以降は、各国とも、規制緩和・規制改革の必要性を踏まえた上で、さらに「規制の質の向上」等をキーワードとして、より良い規制の在り方を検討するための手段として、RIA が改めて位置付けられるようになってきている。また、政治主導で取組が進められてきたという点も、各国に共通している。

図表 2-2-2 諸外国の規制制定過程内に行われる評価制度の導入経緯

|          | 制度導入経緯  |
|----------|---|
| 米国       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・レーガン政権において、景気回復を目指すための規制緩和・削減政策の一つの手段として 1981 年に大統領令 12291 で規制影響分析（Regulatory Impact Analysis）を示したのが現制度の原型</li> <li>・クリントン政権において、大統領令 12291 を承継しつつ、「規制の質の維持・向上」に力点を置いた制度として、経済分析の重視、第三者的機関の関与の強化等の改革を実施（大統領令 12866）。現ブッシュ政権にほぼそのままの形で引き継がれる。</li> </ul>                         |
| 英国       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1980年代から、規制の政策評価に関する自主的实施事例あり</li> <li>・1992年に、規制案の遵守費用分析（Compliance Cost Assessment）を義務付け</li> <li>・1998年に、ブレア政権の規制改革政策の一環として強化。現行の費用・便益双方の分析枠組となる。「証拠に基づく（evidence-based）」実効性の高い政策立案を志向する同政権の取組みの一環として。</li> </ul>  |
| カナダ      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1978年、財務委員会により、健康・安全・公平性に関連する主要な規制に対する社会経済的影響分析（Socio-economic Impact Analysis）が義務付け</li> <li>・1986年に、規制緩和推進政策の一環として、最初の「カナダ政府規制政策」を策定。RIAを義務付け</li> <li>・その後、数次の「カナダ政府規制政策」改定（第三者的機関の関与強化等）を経て、1999年、現行の「カナダ政府規制政策」策定。政府の規制権限がカナダ社会にとって最大の純便益をもたらすようにすることが目的とされている。</li> </ul> |
| 豪州       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1995年、国家競争力政策の改革の一環として、連邦・州・準州政府が「競争力原則についての合意（Competition Principles Agreement）」に署名。競争制限を及ぼす全法令について、費用と便益のバランスの観点等から、1996年までに見直し計画策定、2000年までに見直しを行うこととなった。</li> <li>・1997年の首相声明「仕事により多くの時間を」において、規制のプラスの影響を最大化するために、産業や市場競争に影響を及ぼす規制（法律、下位法令）の影響分析を義務付け</li> </ul>             |
| ニュージーランド | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1995年から、規制の「遵守費用分析」を義務付け（内閣府通達 CO（95）14により）</li> <li>・1998年から「規制の質の向上」を目的として、規制遵守費用に限らず当該規制案の影響を総合的に分析することを義務付け（内閣府通達 CO（98）5により）</li> </ul>  |

資料) US Congressional Research Service (2001), *Federal Regulatory Reform: An Overview*  
 UK National Audit Office (2001), *Better Regulation: Making Good Use of Regulatory Impact Assessments*  
 Treasury Board Secretariat of Canada (1997), *Regulatory Reform Through Regulatory Impact Analysis: The Canadian Experience*  
 Commonwealth of Australia (1997), *More Time for Business*  
 NZ Cabinet Office (2001), *Step by Step Guide*

**2-2-3 大統領令、政策、通達、声明などを根拠として実施：** 図表 2-2-3 では、諸外国の規制制定過程内に行われる評価制度の実施根拠について整理している。各国とも、RIA 制度の根拠となっているのは基本的に法律ではなく（注：ただし、米国については、中小企業への配慮等の特定の観点から個別に RIA を義務付ける法律が複数存在する。26 頁参照）、より機動的に発布可能で、かつ行政機関に対して拘束力を持つ文書（米国：大統領令、カナダ：政策（Policy）、ニュージーランド：内閣府通達）、あるいは首相等政権責任者の声明（英国、豪州）である。

図表 2-2-3 諸外国の規制制定過程内に行われる評価制度の実施根拠

|          | 実施根拠  |  |
|----------|---|--|
|          | 規制所管府省による RIA   | RIA の「レビュー」                                  |
| 米国       | 1993 年の「大統領令 12866 - 規制の立案と評価」（ただし、2002 年の大統領令 13258 により微修正されている）<br>大統領令（Executive Order）は、行政機関に対して拘束力を持つ文書。<br>大統領令 12866 の対象とはならない行政機関も存在するが、別途、個別の法令等に基づいて、大統領令 12866 に類似した評価義務が課されている場合がある（注 1）。<br>また、規制所管府省全般を対象として、中小企業への配慮等の特定の観点から個別分析を義務付ける法律が複数存在する（注 2）。 | 同 左<br>行政管理予算庁（OMB）の<br>情報・規制問題室（OIRA）       |
| 英国       | 1998 年のブレア首相声明<br>ただし、既存の規制の改正案について RIA を特に義務付けたものとして、2001 年規制改革法（Regulatory Reform Act）がある。  | 首相からの負託<br>内閣府（CAO）の<br>規制インパクトユニット<br>（RIU） |
| カナダ      | 1999 年の「カナダ政府規制政策」<br>政策（Policy）は、閣議決定されると、連邦行政機関に対して拘束力を持つ。本政策は閣議決定されている。  | 同 左<br>枢密院事務局（PCO）の<br>規制問題部、政令部<br>（RAOIC）  |
| 豪州       | 1997 年のハワード首相声明「仕事により多くの時間を」（More Time for Business）  | 首相からの負託<br>生産性委員会（PC）の<br>規制レビュー室（ORR）       |
| ニュージーランド | 1998 年の「内閣府通達 CO（98）5」<br>2001 年に他の重要通達とともに「手順指針（Step by Step Guide）」に編纂され、現在では「手順指針」が根拠として参照されている）   | 同 左<br>経済開発省（MED）の<br>規制影響分析ユニット<br>（RIAU）   |

資料) 各国政府公表資料を基に作成

注 1) 米国の大統領令 12866 の対象機関の範囲や、対象外機関における評価義務については次頁を参照。

注 2) 米国の実施根拠の詳細については、図表 2-2-4 を参照

**2-2-4 【米国】RIA 義務付け対象機関とそれ以外の機関：** 米国において、大統領令 12866 に基づき RIA の実施が義務付けられている行政機関は、規制制定権限を有するすべての機関が網羅されているわけではない。大統領令 12866 第 3 条 (b) では、RIA の実施が義務付けられている機関について、“合衆国法典第 44 編第 3502 条 (1) に規定される「Agency (一部の特定機関を除く行政機関全体)」のうち「独立規制所管機関 (Independent Regulatory Agencies)」を除いたもの”とされている。なお、ここで言う「独立規制所管機関」とは、同 3502 条 (5) に例示されている連邦通信委員会 (FCC : Federal Communications Commission) や証券取引委員会 (SEC : Securities and Exchange Commission) 等のように、個別法等に基づいて独立・中立的な権限が与えられている機関である。

しかしながら、「独立規制所管機関」であっても、説明責任の観点等から、個々の機関に関連する法令等 (設置法や内部文書等) に基づいて、大統領令 12866 と類似した評価義務が課されている場合がある。例えば、FCC は大統領令 12866 に基づく RIA の義務付け対象外であるが、設置法に当たる「米国通信法」において、自ら所管する規制に関連して RIA に類似した分析を行う義務が課せられている (なお、米国「独立規制所管機関」における RIA の実施状況については 107 頁を参照)。

#### 米国通信法 (Communication Act of 1934)

##### 第 9 条 規制料金 (Regulatory Fees)

###### (a) 一般原則 (General Authority)

(1) コストの徴収 連邦通信委員会は、規制執行行為、規制制定行為、利用者への情報提供サービス、国際的活動等、規制に関連する行為を行うコストを賄うために、規制料金を課し、徴収するものとする。

###### (i) 計算方法 (Accounting System)

連邦通信委員会は、本条 (b) (3) に基づいて規制料金の調整を行う必要が生じた場合、その計算方法を明らかにするものとする。同委員会は、年次報告において、当該計算方法の経過に関する分析を提示すると共に、利害関係者に対して、本条 (a) で定める機能を同委員会が果たすために必要なコストの配賦に関連するコメントを提出する機会を与えるものとする。

##### 第 332 条 移動体通信サービス (Mobile Service)

(a) 民間移動体通信サービスの利用を可能にするために周波数域の管理を行う際には、連邦通信委員会は、法第 1 条の原則に従い、以下の観点について検討するものとする。

- (1) 生命安全と繁栄を促進するものであるか。
- (2) 健全な技術原則、利用者の運用上の要望、市場の要請に基づき、周波数域利用の効率性を高め、規制に基づき周波数域利用者へ課す負荷を減らすものであるか。
- (3) 競争を促進し、可能な限り利用者数を高めうるサービスを提供しうるものであるか。
- (4) 民間サービスとその他のサービスにおいて機会を分かち、相互の利用を高めるものであるか。

(c) 移動体通信サービスの規制上の扱い

(1) 商用移動体通信サービスにおける一般通信事業者の扱い

(C) 連邦通信委員会は、商用移動体通信サービス市場の競争状況を分析するものとし、その分析結果を年次報告において報告を行うものとする。この分析には、様々な商用移動体通信サービスにおける事業者の数、効果的な市場競争がなされているかどうか、特定の事業者が市場支配的なシェアを有しているかどうか、競争促進につながりうる新規のサービス提供者（群）の存在などが含まれる。本項(A)(iii)に基づく公共上の利益に基づき政策決定を行う一部として、連邦通信委員会は、規制案（若しくは修正案）の導入が、商用移動体通信サービス事業者間の競争をどの程度高めるのかも含めて、規制案（若しくは修正案）が市場の競争状況を促進するのかどうかを検討するものとする。もし、連邦通信委員会が、当該規制案（若しくは修正案）は商用移動体通信サービス事業者間の競争を促進するものであるとの判断をした際には、その判断は、当該規制案（若しくは修正案）が、公共上の利益に基づいているという委員会の結論の基礎となる。

**2-2-5 【米国】個別法でも RIA の質を担保：** 米国では、中小企業への配慮等の特定の観点から、RIA とは別途の規制に関する個別分析を義務付ける法律、あるいは RIA の質を一定水準以上に担保することを義務付ける法律が複数存在する。これは、RIA 枠組みの一般的な導入が、レーガン政権以降、政治主導で大統領令により進められてきた一方で、議会もまた、行政機関による規制や行政事務の適切性をチェックすることの重要性を指摘し、法律によって規制の事前分析に関する要件等を強化してきたという経緯による。これらの法律は、個別に目的・背景を有しているが、個々の法律において要求している RIA の分析水準は、基本的に大統領令 12866 と同等のものとなっている。これらの法律が対象とする機関は規制所管府省全般であるため、大統領令 12866 の対象機関だけにとどまらず、「独立規制所管府省」もこれらの法律が求める要件を満たす RIA を実施する必要がある。

図表 2-2- 4 米国における RIA 実施や質の担保を要求する個別法

| 法律名   | 概要  |
|---|---|
| 国家環境政策法<br>National Environment Policy Act<br>1969 年制定、1982 年改正               | 環境に重大な影響を及ぼす連邦政府の活動について、環境に与える影響の度合や代替案について分析することを義務付けた法律   |
| 書面事務削減法<br>Paperwork Reduction Act<br>1980 年制定、1995 年改正                       | 第一義的な目的は行政事務のスリム化。OMB に対して、全政府的な書面事務削減目標の設定権限・義務を課した。情報提供・報告義務を課す規制について、OMB によるレビュー・承認を得ることを義務付けている。  |
| 財源のない命令の改正に関する法<br>Unfunded Mandates Reform Act<br>1995 年                     | 連邦政府が財源を提供しない規制が、州・地方政府の財源を圧迫することを抑制することを目的とした法律。州・地方政府の支出に対する影響が大きい規制については、規制所管府省に対して一定の説明責任を課している。  |
| 規制柔軟性法<br>Regulatory Flexibility Act<br>1980 年                                | 両者とも、中小企業に対して不当に負荷を課す規制が成立することを避けることを目的とした法律<br><br>規制柔軟性法では、主要な規制について、中小企業への影響に留意した RIA の実施が義務付けられた。しかし、中小企業に対して重大な影響が生じるとの結果が得られた場合でも、当該規制案を廃止する義務は規定されていなかったことから、内容が不十分であるとの指摘がなされていた。 |
| 中小企業への規制執行公正法<br>Small Business Regulatory Enforcement Fairness Act<br>1996 年 | そこで、中小企業への規制執行公正法では、主要な規制については、中小企業への配慮状況に関し、当該行政機関、OMB 担当者、中小企業庁の代表からなるパネルにおいてより詳細に検討されることとなった。また、中小企業に重大な影響を及ぼし、施行が適当ではないと判断された条文については、当該パネルが中小企業への適用を不可とする決定を下すことも可能とされている。            |
| データの質に関する法<br>Data Quality Act<br>2001 年                                      | インターネットの普及に伴った各府省が容易に情報を発信できる状況に鑑み、各府省が発表する情報（RIA）が一定の質の基準を満たしていなければならないことを規定した法律   |

資料) 各法律の条文  
GAO(2001), *Federal Rule Making, Procedural and Analytical Requirements at OSHA and Other Agencies*

規制制定過程と評価

**2-2-6 評価対象となる規制は国により異なる：** 諸外国において、RIA 及びそのレビューは、規制制定過程に組み込まれており、重要な役割を果たしている。ただし、国によって RIA 実施の義務付け対象となる規制の範囲は異なっている。その背景には、国によって「規制 (regulation)」の定義・範囲が異なっているという事実が存在する。ただし、各国とも、概ね「事業者等に影響を及ぼす規制」等を RIA 実施の義務付け対象としており、必ずしも「すべての規制」について RIA が実施されるわけではない。

図表 2-2- 5 諸外国における RIA 実施の義務付け対象範囲

|     | RIA の義務付け対象   |
|-----|---|
| 米国  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下位法令のうち、大統領令 12866 第 3 条 (f) で定義される「重要な規制」(Significant Regulatory Action) について OMB によるレビューを実施。うち、(1) に該当するものについて RIA を義務付け。大統領令 12866 第 3 条 (f) で定義される「重要な規制」の定義は下記の通り               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 年間 1 億米ドル以上の経済的な影響 (Effect on the Economy) がある規制措置</li> <li>(2) 他の規制措置等と齟齬が生じうる規制措置</li> <li>(3) 補助金・公共料金等に関する予算措置・対象者の権利義務を変更する規制措置</li> <li>(4) 法的措置・大統領令等から外れて、新たに法的・政策的問題を提起する規制措置</li> </ul> </li> <li>・ 米国における「規制 (regulation)」、「規則 (rule)」とは、“法または政策の履行、解釈、規定を目的として、若しくは機関の事務等を規定するために、機関によって発布され、法的効果を有するもの (大統領令 12866 第 3 条 (d))” とされる。したがって、議会により発布される法律は「規制」「規則」には含まれない。ただし、例外として次の種類の「規制」、「規則」は RIA の義務付け対象から除外               <ul style="list-style-type: none"> <li>合衆国法典第 5 編第 556 条、第 557 条に規定される正式の (formal) 手続 (聴聞等が実施される手続) に則って策定されるもの</li> <li>軍事又は外交機能に関係するもの</li> <li>機関の組織、管理、人事に関するもの</li> <li>その他、OIRA 局長が指定するもの</li> </ul> </li> <li>・ 米国の場合、RIA 制度は、行政機関により独自に実施され、かつ法的効果を有する規制・規則について、その制定過程の適正化を図ることを念頭においており、議会における民主的政治過程を経て成立する「法律」や、上記の種類の規制・規則は、RIA の義務付け対象とされていない (現地インタビューより)。</li> </ul> |
| 英国  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者等に直接・間接の影響 (便益・費用のいずれも) を及ぼす、すべての法律 (legislative) ・下位法令 (non-legislative) の提案について、RIA を義務付け</li> <li>・ なお、その提案が、費用や節約 (saving) を全く課さない、あるいは無視しうる程度にしか課さないもの、また、インフレ率の変動等、あらかじめ定められていた要因による法定料金の上昇、あるいは道路封鎖指令を内容とする場合は、RIA の義務付け対象から除外</li> <li>・ ただし、規制改革法 (Regulatory Reform Act 2001) により、既存の規制を改正する場合には、すべての法律・下位法令が RIA 義務付け対象とされる。議員立法に対しても RIA の実施が推奨されている。</li> </ul>  |
| カナダ | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下位法令全般について、RIA を義務付け</li> <li>・ カナダにおける「規制」とは、行政命令法 (Statutory Instruments Act) において定義され、“法的権限の行使により、議会の法に委託されて策定された行政命令” をいい、法律は含まれない。カナダの場合、議院立法よりも各府省が法案を作成する場合の方が比率が高いが、議会の立法過程を経る法律については、その妥当性の検討は民主的政治過程に任せるという考え方がとられている (PCO 担当者インタビューより)。</li> <li>・ 特に「主要な規制案」(Major Regulatory proposals) については、当該規制案がカナダの産業に及ぼす影響について、詳細な費用・便益分析が要求されている。「主要な規制」とは、「連邦規制過程管理標準履行指針」(1996 年) によると、「費用の現在価値が 5,000 万ドル以上のもの」か、または「費用の現在価値が 10 万ドル～5,000 万ドルの間で、国民から受け入れられにくいもの」を指す。</li> </ul>   |



| RIA の義務付け対象  |  |
|--------------|--|
| 豪州           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 産業に対して直接的影響・重大な (significant) 間接的影響、競争制限を及ぼす法律・下位法令について、RIA を義務付け</li> <li>・ 豪州における「規制」とは、法律、下位法令、さらには、条約や業界行動指針等の「準規制」も含む概念として定義されている。</li> <li>・ なお、以下は、RIA の義務付け対象から除外 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 産業に対する直接の、または重要な間接の影響を有していそうにないもの。また、競争を制限しそうにないもの</li> <li>: 重要ではない内容で、現状を実質的に変更しないもの</li> <li>: 国家安全保障に利害を有するもの</li> <li>: 国際条約を単純に国内履行するためのもの</li> <li>: 予算の決定に関するもの / 等</li> </ul> </li> </ul> |
| ニュー<br>ジーランド | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律や下位法令に関して内閣に提出されるすべての政策提案について、RIA を義務付け</li> <li>・ なお、以下は、RIA の義務付け対象から除外 <ul style="list-style-type: none"> <li>: 重要ではない内容で、現状を実質的に変更しないもの</li> <li>: 府省間の行政手続を扱っている内容で、事業者や消費者、国民に影響を与えないもの</li> <li>: 国際条約を単純に国内履行するためのもの</li> <li>: 予算の決定に関するもの / 等</li> </ul> </li> </ul>  |

資料) 米国 : *Executive Order 12866*

英国 : Cabinet Office (2003) , *Better Policy Making: A Guide to Regulatory Impact Assessment*

カナダ : *Government of Canada Regulatory Policy* (1999)

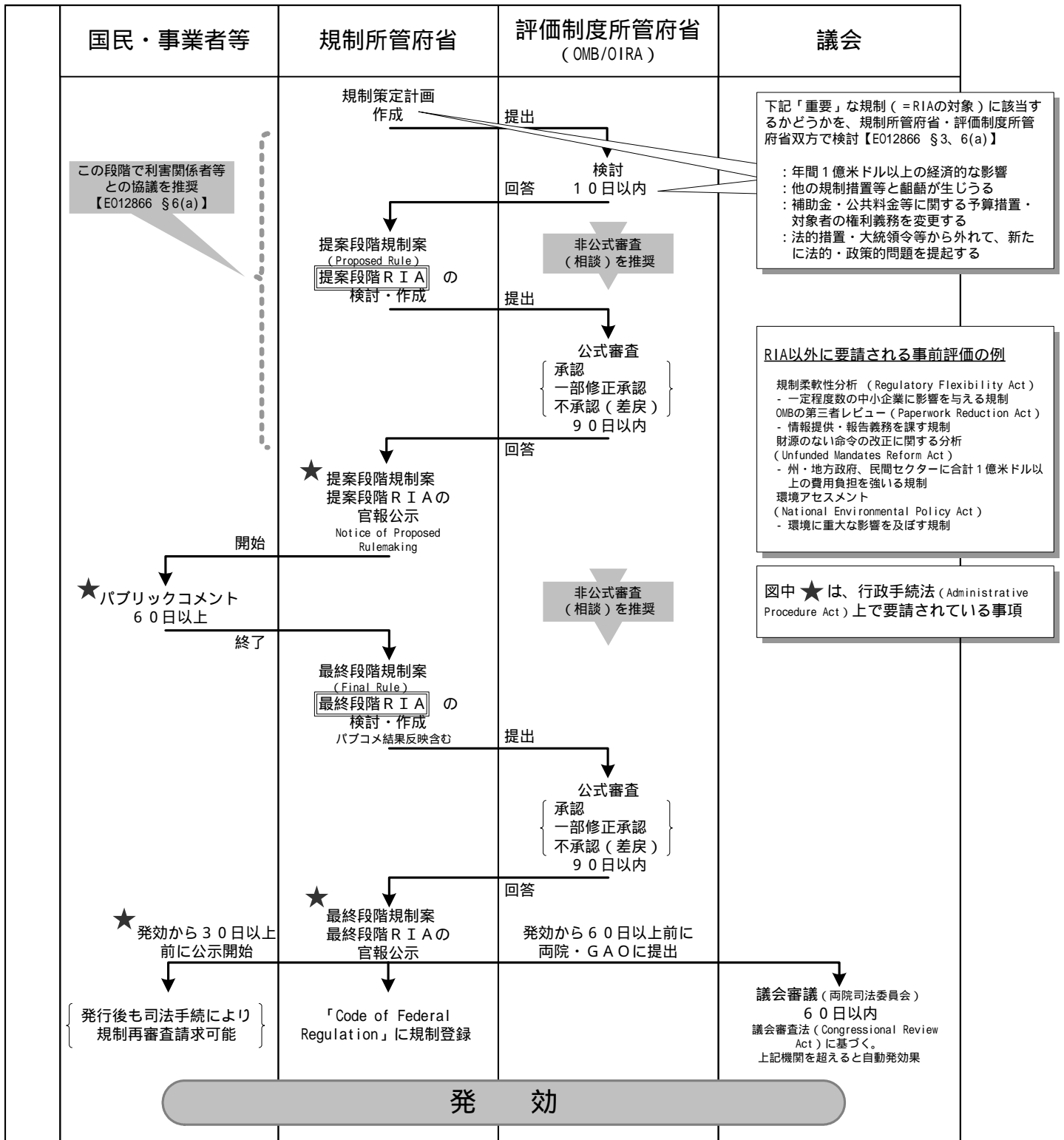
豪州 : Productivity Commission (1998) , *A Guide to Regulation*

NZ : Ministry of Commerce (1999) , *A Guide to Preparing Regulatory Impact Statements*

**2-2-7 規制制定過程の早期から実施：** RIA 実施の義務付け対象となる規制については、各国とも共通して、RIA がルールどおりに実施されなければ、当該規制案は成立しないことが原則となっている。また、規制制定過程の比較的早い段階から RIA を実施することを制度上義務付けているなど、RIA が当該規制案の適正化・充実化に役立てられることが想定されている。

以下では、米国、英国及びカナダにおける規制制定過程と評価 (RIA 及びそのレビュー) との関係を図で整理している。これによると、規制所管府省では、規制案の作成に着手すると同時に RIA の作成が開始されること、規制制定過程を通じて検討段階にある規制案及びそれに付随する RIA について、共に評価制度所管府省の複数回のレビューと国民・事業者等へのコンサルテーション (事前のパブリック・コメント等) に付されること、その結果を基に、検討の進捗に併せて適宜修正が加えられ、徐々に評価の精度を高めていくこと、などの点が共通している。

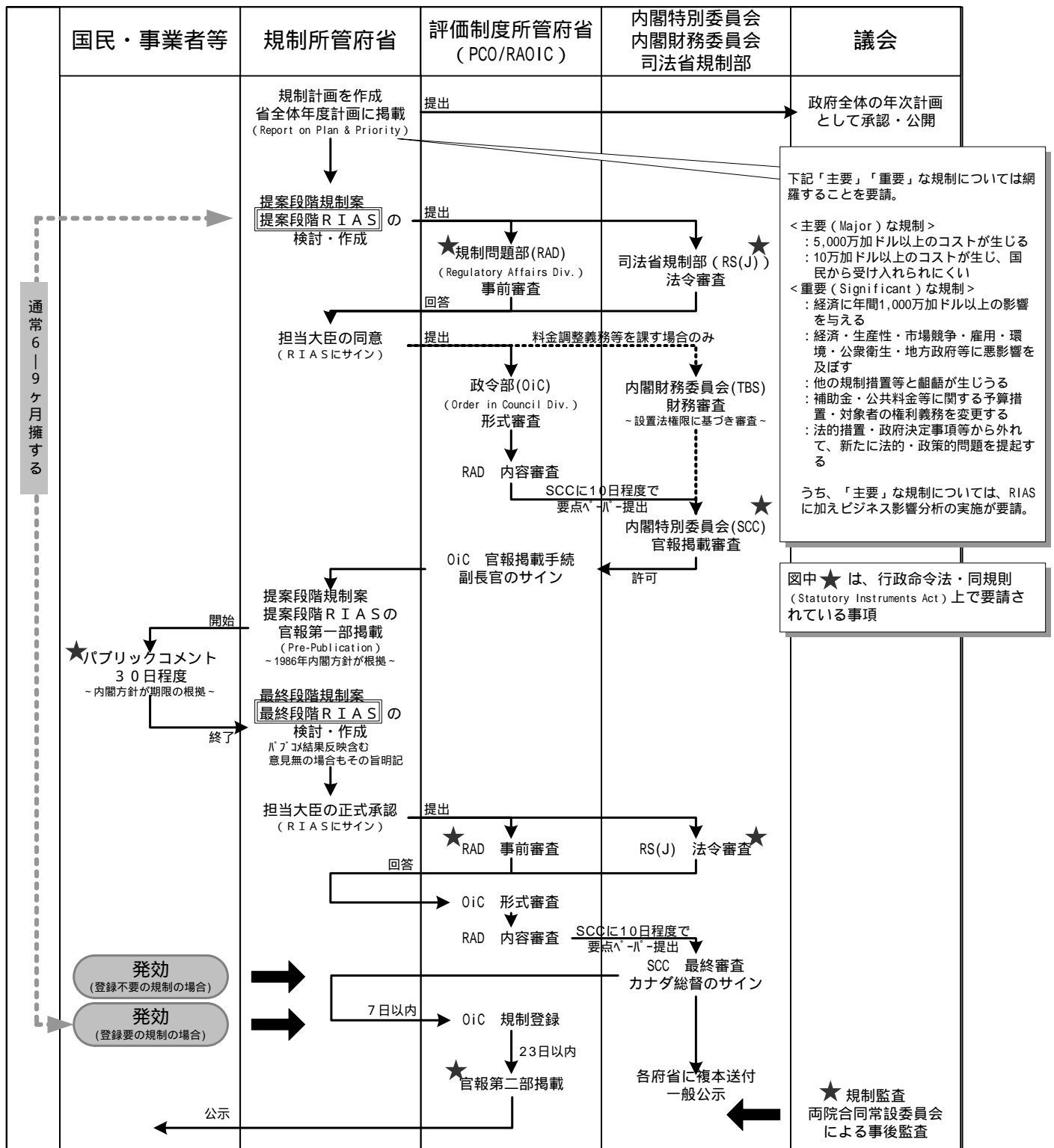
図表 2-2- 6 米国における規制制定過程と評価



資料) Executive Order 12866、GAO 資料、ICF Consulting 資料、各引用法律条文等を基に作成  
 注) 下位法令が RIA の対象。なお、経済に対して年間 10 億ドル以上の影響の与える規制については、通常の RIA の分析項目に加え「不確実性分析」の実施が要請されている。



図表 2-2- 8 カナダにおける規制制定過程と評価



資料) Government of Canada (2002), *Guide to the Regulatory Process*, 同 (1999), *Government of Canada Regulatory Policy*, 引用法令条文等を基に作成

注) 下位法令が RIA の対象

実施体制

**2-2-8 規制所管府省の RIA を、評価制度所管府省がレビュー：** 図表 2-2-9 では、諸外国における RIA 等の実施体制の概要を整理している。各国とも、規制所管府省の担当者が RIA を実施すること、評価制度所管府省には専門の部局が存在し、RIA の「レビュー」を担当していること、が共通点として挙げられる。

評価制度所管府省についてみると、人数の多さ、経済学的専門性の観点から、米国の体制が最も強化されているといえる。また、米国の場合、OMB がもともと（行政府内では）予算権限を持ち、他府省への影響力が大きい機関であることも重なって、規制所管府省への実際的な発言力が大きくなっている。

図表 2-2-9 諸外国における RIA の実施体制

|                   | 規制所管府省  | 評価制度所管府省<br>(レビュー実施者)   |
|-------------------|---|---|
| 米国                | <ul style="list-style-type: none"> <li>各規制担当者が RIA を実施。</li> <li>省内エコノミストが適宜支援する。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>行政管理予算庁 (OMB : Office of Management and Budget) の情報・規制問題室 (OIRA : Office of Information and Regulatory Affairs) が担当</li> <li>OIRA の専門職員は約 30 名。うち、約半数が経済学等の博士号を取得。各府省を担当するチームに分かれている。</li> <li>個々の RIA の充実化について、規制所管府省と実質的に連携</li> <li>規制所管府省に対する OMB の実際的影響力 (発言力) は大きい。予算等の大きな権限を持っている機関であり、また、スタッフが経済学的専門性を有していることによると考えられる。</li> </ul> |
| 英国                | <ul style="list-style-type: none"> <li>各規制担当者が RIA を実施</li> <li>各府省内規制インパクトユニット (DRIU : Departmental Regulatory Impact Unit) や省内エコノミストが適宜助言を行う。DRIU やエコノミストの体制整備状況は、各府省によってばらつきがある</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府 (CAO : Cabinet Office) の規制インパクトユニット (RIU : Regulatory Impact Unit) が担当</li> <li>RIU の専門職員 (監査チーム (Scrutiny Team)) は 15 名程度。各府省からの出向者が多い。3~4 名のチームに分かれて、各府省を担当</li> <li>個々の RIA の充実化について、規制所管府省と実質的連携</li> <li>規制所管府省に対する CAO の実際的影響力 (発言力) は、それほど大きくなく、勧告をする程度。CAO の職員に必ずしも経済的専門性があるわけではなく、修正要求権限も実際上大きくない。</li> </ul>                 |
| カナダ               | <ul style="list-style-type: none"> <li>各規制担当者が RIA を実施。</li> <li>省内エコノミストが適宜支援。省内エコノミストの体制整備状況は、各府省によって大きく異なる。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>枢密院事務局 (PCO : Privy Council Office) の規制問題部 (RAD : Regulatory Affairs Division) が担当</li> <li>同部の専門職員は数名程度</li> <li>個々の RIA の充実化について、規制所管府省との連携はそれほど密接ではない。</li> </ul>   |
| 豪州                | <ul style="list-style-type: none"> <li>各規制担当者が RIA を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>生産性委員会 (PC : Productivity Commission) の規制レビュー室 (ORR : Office of Regulatory Review) が担当</li> </ul>  |
| ニュー<br>ジール<br>ランド | <ul style="list-style-type: none"> <li>各規制担当者が RIA を実施</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>経済開発省 (MED : Ministry of Economic Development) の規制影響分析ユニット (Regulatory Impact Analysis Unit) が担当</li> </ul>  |

資料) 各国政府ホームページ及び現地ヒアリング結果を基に作成

評価ガイドライン等

**2-2-9 RIA ガイドライン及び費用便益分析ガイドラインを整備：** 図表 2-2-10 では、諸外国における RIA に関連する評価ガイドライン等を整理している。各国とも、規制所管府省が RIA を実施する上で参照する評価ガイドラインを策定しており、「規制の目的・内容」、「ベースラインの設定」、「代替案との比較検討」、「費用・便益の分析」、「コンサルテーション」等の分析項目について、その分析手順、方法等を解説している。また、別途、費用便益分析についてのガイドラインや、RIA の内容について担当者が自ら審査するための RIA チェックリストが整備されている例もみられる。

図表 2-2- 10 諸外国における RIA に関連する評価ガイドライン等

|                  | 米国   | 英国  | カナダ  | 豪州   | ニュージーランド*  |
|------------------|--|---|--|--|--|
| RIA<br>ガイドライン    | OMB 通達 A-4<br>Circular A-4<br>(OMB, 2003)                  | より良い政策策定<br>- RIA ガイド -<br>Better Policy Making:<br>A Guide to RIA<br>(CAO, 2003)   | 規制プログラムに<br>関する費用便益分析<br>ガイド<br>Benefit-Cost Analysis Guide<br>for Regulatory Programs<br>(TBS, 1995)                    | 規制ガイド<br>A Guide for<br>Regulation<br>(PC, 1998) | RIS 準備ガイド<br>A Guide to Preparing<br>Regulatory Impact<br>Statements<br>(MOC, 1999)  |
| 費用便益分析<br>ガイドライン | OMB 通達 A-94<br>改訂版<br>Circular A-94 Revised<br>(OMB, 1992) | グリーンブック<br>- 中央政府における事前<br>評価・事後評価 -<br>The Green Book: Appraisal<br>and Evaluation in Central<br>Government<br>(HMT, 2003) | 費用便益分析ガイド<br>(ドラフト版)<br>Benefit-Cost Analysis Guide<br>(Draft)<br>(TBS, 1998)  |  |  |
| RIA<br>チェックリスト   |  | より良い政策策定<br>- RIA ガイド -<br>Better Policy Making:<br>A Guide to RIA<br>(CAO, 2003)   | RIAS 作成者のため<br>の手引き<br>RIAS Writer's Guide<br>(TBS, 1992)<br><br>規制プロセスガイド<br>Guide to Regulatory Process<br>(PCO, 2001) | 規制ガイド<br>A Guide for<br>Regulation<br>(PC, 1998) | 内閣文書に盛り込ま<br>れる RIS/BCCs の適<br>切性に関する規制影<br>響分析ユニットの見<br>解のためのプロセス<br>Process for the Regulatory<br>Impact Analysis Unit's View<br>on Adequacy of RIS/BCCs to<br>Be Included in Cabinet<br>Papers<br>(MED, 2004) |

資料) 各国政府ホームページ

実施状況

**2-2-10 実施件数は国により異なる：** 図表 2-2-11 では、諸外国における RIA の実施状況について整理している。既に述べたように、各国において、RIA 実施が義務付けの対象となる規制の範囲設定が異なる等の事情があるため、RIA の年間件数は、国によって大きく異なっている。

図表 2-2- 11 諸外国における RIA の実施状況

|              | 実施状況に関する報告書   | 年間実施件数  |
|--------------|---|---|
| 米国           | 連邦政府規制の費用・便益に関する議会への報告<br>Report to Congress on the Cost Benefit of Federal Regulations<br>(OMB, 2002)  | 1998 年 2 月～2002 年 1 月にかけて各府省が大統領令 12866 第 3 条 (f) (1) で定義される規制について実施した RIA は年間平均約 70 件<br>同期間に成立した規制は年間平均約 4,500 件、うち大統領令 12866 に基づき OMB によるレビューの対象になった規制は年間平均約 500 件   |
| 英国           | より良い規制 - RIA をうまく活用しながら -<br>Better Regulation: Making Good Use of RIA (NAO, 2001)  | 1999 年 1 月～2000 年 12 月 (2 年間) にかけて各府省が実施した RIA は 283 件<br>なお、内閣府の報告によると、各府省による RIA の実施率は、2002 年 12 月分について 92% (2004 年 3 月のインタビュー調査では 100%との回答あり)<br>年間 3,200 ～ 3,500 の委任立法 (Statutory Instruments) が存在するとされるが、その大半は事業者等に影響を及ぼさないものとして RIA 対象外 |
| カナダ          | RIA を通じた規制改革 - カナダの経験 -<br>Regulatory Reform Through RIA: The Canadian Experience (TBS, 1997)   | 各府省が実施する RIA は年間約 1,000 件。そのうち「主要な」規制に該当するものは全体の約 10%   |
| 豪州           | 規制とその見直し<br>Regulation and its Review (PC, 2003)  | 2002～03 年度に議会に提出された法令・規制等のうち、RIA の対象となる規制は 139 件。ただし、RIA が実際に実施されたものは 120 件で、分析が一定の水準に達していると認められるものが 113 件<br>同期間に議会に提出された法令・規制等は約 1,800 件  |
| ニュー<br>ジーランド | 特になし。ホームページでリストを公開<br><a href="http://www.med.govt.nz/buslt/compliance/risbccs/bydate.html">http://www.med.govt.nz/buslt/compliance/risbccs/bydate.html</a> | 各府省が実施した RIA について、2002 年分として 28 件がホームページ上で公開されている。  |

(3) 「規制制定後」に行われる評価制度

規制影響分析の「メタ評価」

**2-2-11 国により実施の観点が異なる：** 図表 2-2-12 では、諸外国における RIA の「メタ評価」制度の概要を整理している。米国の場合は、議会によるチェックの徹底を目的としており、すべての「主要な規制」の RIA について実施されるため、実施件数が多い一方で、その内容は定型的であり、かつ簡略化されている。カナダの場合は、OECD への報告を目的としてアドホックに実施されたものであるため、その後継続的な実施はなされていないが、RIA 制度導入後一定期間を経て、そのメリットや課題を整理する内容となっている。英国、豪州の場合は、RIA 制度の浸透状況（分析の一定程度の質の担保）がまだ十分ではないとの認識を前提として、改善すべき点の明確化、好例の紹介等を行い、今後の RIA の質の向上に役立てることとしている。

図表 2-2-12 諸外国における RIA の「メタ評価」制度の概要

|           | 米国   | 英国   | カナダ  | 豪州   | ニュージーランド |
|-----------|--|--|--|--|----------|
| 実施状況      | GAO  | NAO  | TBS  | PC   |          |
| 報告書名称     | 連邦政府機関による主要な規制についての報告<br>Reports on Federal Agency Major Rules | RIA 評価概要報告<br>Evaluation of Regulatory Impact Assessments Compendium Report (最新：2003-2004) | RIA を通じた規制改革 - カナダの経験 -<br>Regulatory Reform Through RIA: The Canadian Experience (1997) | 規制とその見直し<br>Regulation and its Review (最新：2002-2004) |          |
| 制度導入・実施目的 | 議会による行政機関のチェック   | 具体的 RIA に関する教訓（良い点、悪い点の双方）を明確化   | 規制の質の向上という目的に照らしたカナダの RIA 制度の手法上の強み・弱みを評価し、制度の有効性を高めるための要点を明確化                           | RIA の実施状況の問題点把握、向上                                   |          |
| 評価の枠組み    | 主要な規制に関する各府省の RIA が所定の要件を満たしているかどうかを個別にチェック。レター形式の定型評価         | RIA10 事例について項目別に分析・記載内容の充実度を評価。ケーススタディ方式   | RIA の実施率、分析・記載内容の充実度を評価、良い事例の紹介 / 等  | RIA の実施率、分析・記載内容の充実度を評価、良い事例の紹介 / 等                  |          |
| 根拠法令等     | 議会レビュー法 (Congressional Review Act)                             | 特になし。議会の決算委員会、より良い規制タスクフォースの提言を受けて、内閣府との調整後、会計検査院が 2002 年 12 月に実施に同意。今後、毎年度実施予定            | 特になし。1996 年の OECD での報告のために実施した調査研究報告書  | 1997 年のハワード首相声明「仕事により多くの時間を」で、毎年度実施することを要請           |          |

資料) 各国政府公表資料を基に作成

- 注) : 制度的に実施されている（制度的に実施されることが予定されている）  
 : 制度的には実施されていない  
 : 過去に単発的に実施された事例あり



規制の事後評価（プログラム評価）

**2-2-12 第三者的機関・規制所管府省が実施：** 規制の事後評価として実施される「プログラム評価」は、第三者的機関によるものと、規制所管府省によるものとに分類できる。

第三者的機関による規制の「プログラム評価」については、米国、英国で実施例が見られる。両国とも、テーマの選定や制度運用は、比較的機動的に実施されている。

図表 2-2- 13 諸外国における第三者的機関による規制の「プログラム評価」

|           | 米国   | 英国  | カナダ | 豪州 | ニュージーランド |
|-----------|--|---|-----|----|----------|
| 実施状況      | GAO  | より良い規制タスクフォース<br>(Better Regulation Task Force)   |     |    |          |
| 制度導入・実施目的 | 議会の委員会が意思決定をするのに十分な情報が提供されるようにする。行政活動を議会が監視することの重要性にかんがみ、議会に対して、行政施策の効率性・有効性に関する評価結果を提示する。それにより、行政活動の効率性・有効性の向上に資する。 | 規制執行が「より良い規制」原則 - リスクとコストとが釣り合いのとれた (Proportionality)、説明責任を果たしている (Accountability)、論理が一貫した (Consistency)、透明な (Transparency)、目的が明確である (Targeting) - に合致するよう、規制所管府省に助言をするため |     |    |          |
| 評価の枠組み    | 議会の要請等により、評価対象テーマが決定される。   | タスクフォースが実施すべきプログラム評価のテーマは、一般市民も提案できるようになっている。決定したテーマについて、数名のタスクフォースメンバーが担当となる。  |     |    |          |
| 根拠法令等     | 個別根拠法令等は特になし   | 個別根拠法令等は特になし  |     |    |          |

資料) 米国：GAO (1996) , *Program Evaluation And Methodology Issue Area Plan*

GAO (1995) , *Program Evaluation: Improving the Flow of Information to the Congress*

英国：より良い規制タスクフォースのホームページ ( <http://www.brtf.gov.uk/index.htm> )

注) : 制度的に実施されている (制度的に実施されることが予定されている)

: 制度的には実施されていない

**2-2-13 規制所管府省は一般的な評価制度の枠組みの下で「プログラム評価」を活用：** 規制所管府省による規制の「プログラム評価」については、政策評価一般の制度枠組の一部として実施されている。米国、カナダでは、それぞれ、法律による奨励やガイドラインの整備などにより、比較的前向きに取り組まれているといえる。

米国では、1993年の「政府業績成果法」(GPR: Government Performance Results Act)で「プログラム評価」の実施が規定<sup>2</sup>されているが、それ以前から各府省によって自発的に実施されてきており、現状は、法の枠内外の「プログラム評価」が併存している。

図表 2-2- 14 諸外国における規制所管府省による規制の「プログラム評価」

|       | 米国   | 英国                  | カナダ   | 豪州                  | ニュージーランド* |
|-------|--|---------------------|---|---------------------|-----------|
| 実施状況  |  |                     |   |                     |           |
| 制度概要  | 従来から、規制の政策評価を含む数多くのプログラム評価を実施<br>政府業績成果法では、プログラム評価の有効活用を奨励。業績達成度評価では把握できないような、施策の有効性に関する評価結果を得られることにより、施策の改善点の把握に役立てるべきとされる。 | 従来から、数多くのプログラム評価を実施 | 従来から、規制の政策評価を含む数多くのプログラム評価を実施<br>プログラム評価のマニュアルとして、「プログラム評価手法 プログラム成果の測定と帰属 (Program Evaluation -Methods - Measurement and Attribution of Program Results - 3rd edition )」(TBS, 1998)が存在<br>規制との関係では、「規制プログラムの評価 (Reviewing Regulatory Programs)」(TBS, 1995)というマニュアルがある。 | 従来から、数多くのプログラム評価を実施 |           |
| 根拠法令等 | 政府業績成果法  | 特になし                | 特になし  | 特になし                |           |

資料 )米国: GAO(2000), Program Evaluation: Studies Helped Agencies Measure or Explain Program Performance

その他各国公表資料等

注) : 制度的に実施されている(制度的に実施されることが予定されている)  
: 制度的には実施されていない

<sup>2</sup> なお、同法第 1115 条 (f) (7) では、プログラム評価を「客観的測定 (objective measurement) と体系的分析 (systematic analysis) を通して、連邦政府のプログラムが意図した目標 (intended objectives) をどのように、またどの程度達成しているかを査定 (assessment) するもの」と定義している。